Ⅰ総　　括

1　沿革・・・

Ⅰ　総括

1　沿革

昭和 20 年 8 月	野田市中野台にある野田教会の建物で、県下 15 番目の保健所として業務開始。 当時の管轄町村は、東葛飾郡野田町、新川村、福田村、梅郷村、七福村、旭村、川間村、木間ヶ瀬村、二川村及び関宿町の 10 町村で管内人口約 7 万 2 千人。
昭和 23 年 6 月	野田町野田 767 番地、野田町立隔離病舎の建物に移転。
昭和 25 年 5 月	野田町、旭村、七福村及び梅郷村が合併し、野田市となる。
昭和 26 年 4 月	新川村が松戸保健所管内江戸川町（現流山市）となる。 管内人口約 6 万 6 千人。
昭和 27 年 6 月	現在地の野田市柳沢 24 番地に庁舎を新築し移転。
昭和 30 年 7 月	関宿町、木間ヶ瀬村及び二川村が合併し、関宿町となる。
昭和 32 年 4 月	野田市、川間村及び福田村が合併し、管轄市町が 1 市 1 町となる。
昭和 45 年 2 月	現庁舎が新築完成した。
平成 15 年 6 月	野田市及び関宿町が合併し、管轄が野田市 1 市となる。
平成 16 年 4 月	組織改編により、東葛飾支庁社会福祉課と保健所の統合が行われ、名称が「野田健康福祉センター（野田保健所)」となり、総務企画課・地域保健福祉課・健康生活支援課の 3 課体制となる。
平成 25 年 9 月	庁舎耐震改修工事に伴い、野田市花井の仮庁舎に一時移転。
平成 27 年 1 月	庁舎耐震改修工事が終了し、野田市柳沢の庁舎に戻る。
令和 2 年 12 月	案内と表記が、「野田保健所（野田健康福祉センター)」に変わる。

表１　歴代所長

代	氏　名	在任期間	代	氏　名	在任期間
初代	足立　享太郎	昭和 20.8～21.3	19 代	服部　隆男	昭和 62.4～ 平成 2.3
2 代	市川　行正	昭和 21.4～21.11	20 代	實川　浩	平成 2.4～4.3
3 代	小林　武雄	昭和 21.12～31.8	21 代	堀部　治男	平成 4.4～6.3
4 代	広山　保男 （兼務）	昭和 31.9～32.2	22 代	安藤　由記男 （事務取扱）	平成 6.4～6.6
5 代	折田　貞雄	昭和 32.3～33.3	23 代	髙地　刀志行	平成 6.7～10.3
6 代	山田　義男	昭和 33.4～35.3	24 代	山崎　彰美	平成 10.4～13.3
7 代	和田　元震	昭和 35.4～39.3	25 代	井上　孝夫 （兼務）	平成 13.4～13.6
8 代	木村　亮太郎	昭和 39.4～40.3	26 代	藤井　明	平成 13.7～19.3
9 代	伊藤　みよ	昭和 40.4～43.3	27 代	松本　良二	平成 19.4～21.3
10 代	佐藤　美恵	昭和 43.4～44.3	28 代	新　玲子	平成 21.4～24.3
11 代	中野　敏	昭和 44.4～47.3	29 代	杉戸　一寿	平成 24.4～26.3
12 代	栗沢　勝	昭和 47.4～52.3	30 代	坂本　泰啓	平成 26.4～30.3
13 代	稲田　正實	昭和 52.4～53.3	31 代	杉戸　一寿	平成 30.4～31.3
14 代	藤本　辰一	昭和 53.4～55.3	32 代	松本　良二	平成 31.4～ 令和 3.3
15 代	藤本　辰一 （兼務）	昭和 55.4～56.3	33 代	新　玲子	令和 3.4～5.3
16 代	服部　隆男 （兼務）	昭和 56.4～58.3	34 代	古閑　比斗志 （兼務）	令和 5.4.1
17 代	片桐　優	昭和 58.4～60.3	35 代	新　玲子	令和 5.4.2～
18 代	安藤　由記男	昭和 60.4～62.3			

２　概要

当保健所の管内は、千葉県の北西部に位置し、東は利根川を境として茨城県に、また、西は江戸川を境として埼玉県に接する長狭平坦な三角地帯で、所管区域は野田市の1市である（管内図参照）。

面積は103.55㎢、人口151,531人（R7.10.1現在）であり、醤油の醸造をはじめとする食品工業都市である。

３　管内の状況

（１）管内の人口及び世帯数等の概況

表３－（１）管内人口及び世帯数等の概況

区　　分	世　帯　数 （世帯）	人　　口 （人）	人口密度 （人／㎢）	面　　積 （㎢）
管　　内 （野田市）	67,713	151,531	1,467.21	103.55
県　総　数	2,954,240	6,277,188	1,217.00	5,156.48

出典：（人口）令和7年10月1日現在　千葉県毎月常住人口調査

（面積）国土地理院　令和7年全国都道府県市区町村別面積調

図３－（１）管内図


江戸川
茨城県
野田市
利根川
至大宮
埼玉県
野田保健所
（野田健康福祉センター）
愛宕駅
市役所
国道16号線
至柏
野田市
千葉県

（２）管内人口の年齢構成

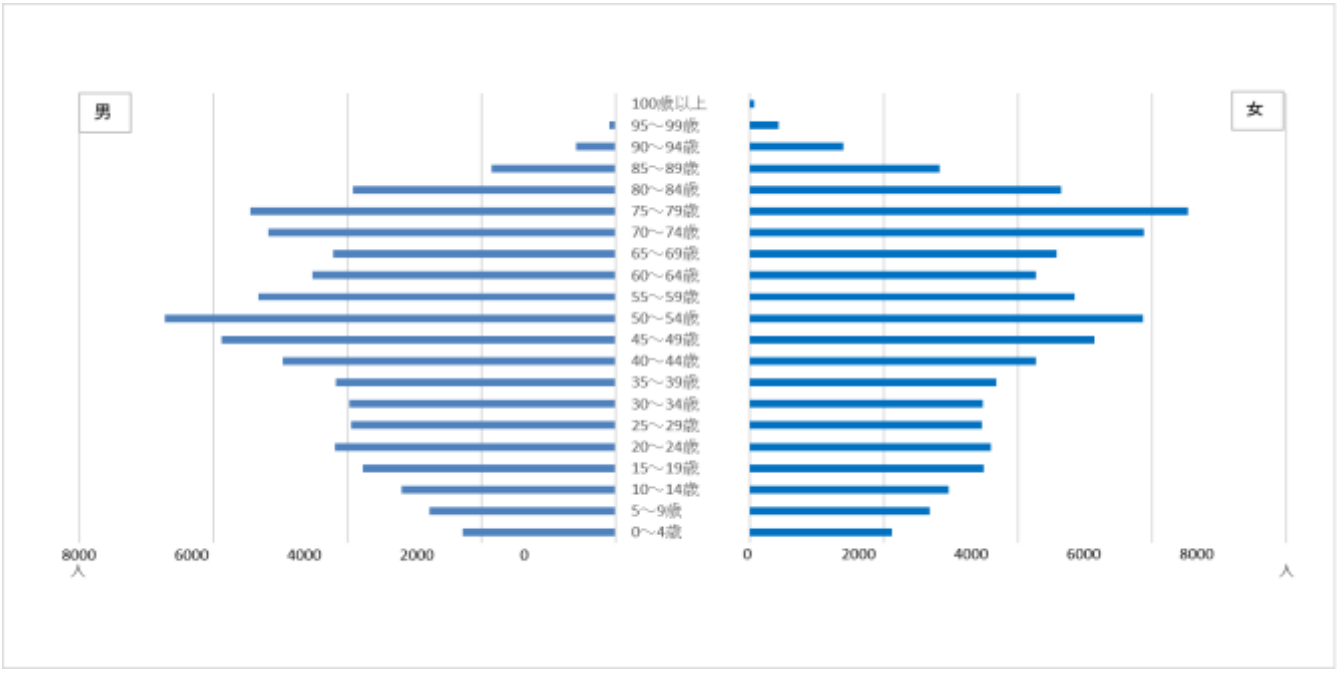
年齢構成は、表３－（２）－アのとおりで令和７年４月１日現在の年齢区分によると、0 歳～14 歳までの年少人口の割合は 10.5%、15 歳～64 歳までの生産年齢人口は 58.4%、65 歳以上の老年人口は 31.1%であり、年々、年少人口の割合が減少傾向にある。管内の令和７年４月１日現在の年齢５歳階級別人口構成は、図３－（２）のとおりである。

表３－（２）－ア　年齢構成の推移　（単位：人）

	年	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不詳	
			0 歳～14 歳	%	15 歳～64 歳	%	65 歳～	%		%
管内（野田市）	平成 21	156,876	20,915	(13.3)	104,048	(66.3)	31,913	(20.3)	－	－
	26	156,124	20,158	(12.9)	95,964	(61.5)	40,002	(25.6)	－	－
	31	154,404	18,355	(11.9)	89,624	(58.0)	46,425	(30.1)	－	－
	令和 5	153,600	16,826	(11.0)	88,978	(57.9)	47,796	(31.1)	－	－
	6	153,656	16,424	(10.7)	89,372	(58.2)	47,860	(31.1)	－	－
	7	153,336	16,038	(10.5)	89,605	(58.4)	47,693	(31.1)	－	－
県総数	平成 21	6,239,145	835,721	(13.4)	4,164,546	(66.7)	1,238,878	(19.9)	－	－
	26	6,244,455	803,141	(12.9)	3,953,803	(63.3)	1,487,511	(23.8)	－	－
	31	6,308,561	765,342	(12.1)	3,854,573	(61.1)	1,688,646	(26.8)	－	－
	令和 5	6,307,481	724,299	(11.5)	3,845,562	(61.0)	1,737,620	(27.5)	－	－
	6	6,308,398	709,203	(11.2)	3,857,172	(61.1)	1,742,023	(27.6)	－	－
	7	6,309,101	694,179	(11.0)	3,873,193	(61.4)	1,741,729	(27.9)	－	－

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年４月１日現在）

図３－（２）管内年齢５歳階級別人口構成図（令和７年４月１日現在）



出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（令和７年４月１日現在）

表３－（２）－イ　管内及び市町村・性・年齢階級別人口　（単位：人）

年齢区分	総数	年少人口			生産年齢人口										老年人口							
		0～	5～	10～	15～	20～	25～	30～	35～	40～	45～	50～	55～	60～	65～	70～	75～	80～	85～	90～	95～	100～
管内（野田市）総数	153,336	4,414	5,465	6,159	7,265	7,789	7,416	7,447	7,857	9,239	11,028	12,588	10,185	8,791	8,793	11,074	11,988	8,567	4,683	1,983	524	81
男	77,049	2,287	2,775	3,193	3,768	4,192	3,952	3,972	4,174	4,963	5,880	6,721	5,333	4,521	4,211	5,188	5,446	3,924	1,850	589	99	11
女	76,287	2,127	2,690	2,966	3,497	3,597	3,464	3,475	3,683	4,276	5,148	5,867	4,852	4,270	4,582	5,886	6,542	4,643	2,833	1,394	425	70
千葉県総数	6,309,101	196,512	238,168	259,499	276,996	336,043	352,376	346,481	362,470	398,253	450,004	525,638	450,175	374,757	338,441	381,855	409,517	313,147	186,665	85,140	23,519	3,445
男	3,139,662	100,662	121,874	133,490	142,688	172,709	182,910	181,116	189,177	207,102	233,414	272,468	233,026	191,564	168,159	181,926	186,834	134,756	73,795	26,581	5,009	402
女	3,169,439	95,850	116,294	126,009	134,308	163,334	169,466	165,365	173,293	191,151	216,590	253,170	217,149	183,193	170,282	199,929	222,683	178,391	112,870	58,559	18,510	3,043

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（令和７年４月１日現在）

４　健康相談

表４　健康福祉相談及び検査の日

（令和７年４月１日現在）

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>曜　　日</th><th>時　　間</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td colspan="2">精神保健福祉相談</td><td>第２・４金</td><td>14:00～16:00</td><td>予約制</td></tr>
<tr><td rowspan="2">DV 相談、困難な問題を抱える女性のための相談</td><td>来所</td><td>水</td><td rowspan="2">9:00～17:00</td><td rowspan="2">予約制
相談専用電話
04-7124-6677</td></tr>
<tr><td>電話相談</td><td>月～金</td></tr>
<tr><td colspan="2">「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県
づくり条例」に係る相談</td><td>月～金</td><td>9:00～17:00</td><td>04-7123-4418</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">HIV 相談・検査</td><td>第１・３水</td><td>13:30～ 14:00</td><td>予約制</td></tr>
<tr><td colspan="3">希望により梅毒、肝炎ウイルス(B 型・C 型)、淋菌、クラミジアも検査可</td></tr>
<tr><td colspan="2">腸内細菌検査</td><td>第２・４火</td><td>9:00～10:30</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">被爆者健診</td><td>年２回</td><td>－</td><td>通知制</td></tr>
<tr><td colspan="2">結核管理・接触者健康診断</td><td>第３水</td><td>－</td><td>通知制</td></tr>
</table>

５　各種委員会

（１）野田健康福祉センター運営協議会

地域保健法第 11 条及び千葉県行政組織条例第 28 条第 1 項の規定により設置している。

地域保健法第 11 条：

第 5 条第 1 項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に、運営協議会を置くことができる。

千葉県行政組織条例第 28 条第 1 項：

県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

別表第二上欄　　同表下欄

附属機関名	担任する事務
健康福祉センター運営協議会	健康福祉センターの所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議すること。

表５－（１）運営協議会委員名簿（令和 8 年 3 月 31 日現在）

（順不同・敬称略）

現　　職　　名	氏　　名
野田市長	鈴木　　有
野田市医師会会長	門倉　　正樹
野田市歯科医師会会長	伊東　　真吾
野田市薬剤師会会長	島田　　恭光
野田保健所管内看護管理者会会長	米山　あゆみ
野田市社会福祉協議会会長	小林　　幸男
野田市民生委員児童委員協議会会長	筑井　　正
千葉県議会議員（野田市）	木名瀬　訓光
千葉県議会議員（野田市）	榎本　　怜
東葛地域獣医師会役員	河原　　恒一
野田保健所管内食品衛生協会会長	宮部　　仁志
野田市女性団体連絡協議会会長	五百川　和家恵
野田市保健推進員会長	鏡　　浩美
野田市食生活改善推進員会会長	張替　　洋子

（２）野田保健所感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 24 条の規定により設置している。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 24 条：

各保健所に感染症の診査に関する協議会を置く。

（診査する内容）

法律第 18 条第 1 項による通知、第 20 条第 1 項及び第 26 条の規定による一類感染症及び二類感染症の患者に対する 10 日以内の入院勧告、第 20 条第 4 項及び第 26 条の規定による前述の患者に対する延長入院の必要の是非、並びに第 37 条の 2 第 1 項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を診査する。

表５－（２）感染症診査協議会委員名簿（令和 8 年 3 月 31 日現在）

（順不同・敬称略）

現　　職　　名	氏　　名
野田ライフケアセンタークリニック院長	山内　俊忠
野田病院長	金本　秀之
光葉町クリニック院長	長澤　芳哉
医療以外の学識経験者	栗村　嘉明
みずき綜合リーガルサービス所長	栗原　利夫

６　機構及び事務内容

令和７年 10 月 30 日現在

センター長
(兼)
保健所長
副センター長
(兼)
保健所次長（事）
(事務取扱)
総務企画課長
副センター長
(兼)
保健所次長（技）

総務企画課
6 名

1　庶務、人事、文書収受及び財産に関すること
2　予算、決算、経理及び物品の出納に関すること
3　職員の給与、旅費、共済組合及び福利厚生に関すること
4　医療法、歯科技工士法等に関すること
5　保健医療関係技術者の免許等申請に関すること
6　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、毒物及び劇物取締法等に関すること
7　血液対策事業に関すること
8　地域保健福祉の総合的推進に係る企画調整に関すること
9　保健・医療・福祉の総合相談窓口に関すること
10　衛生上の統計、調査及び人口動態統計に関すること
11　広報及び啓発に関すること
12　健康福祉センター運営協議会等の会議開催に関すること
13　保健所実習に関すること
14　地域防災対策に関すること
15　健康危機管理に関すること

地域保健福祉課
10 名

1　保健師関係指導事業に関すること
2　母子保健事業に関すること
3　成人・老人保健事業に関すること
4　一人ひとりに応じた健康支援事業に関すること
5　総合的な自殺対策推進事業に関すること
6　地域・職域連携推進事業に関すること
7　栄養改善事業に関すること
8　歯科保健事業に関すること
9　精神保健福祉事業に関すること
10　肝炎対策事業に関すること
11　難病対策事業に関すること
12　社会福祉事業に関すること
13　民生委員・児童委員に関すること
14　ひとり親家庭等福祉に関すること
15　児童福祉に関すること
16　高齢者福祉に関すること
17　障害児・者福祉に関すること
18　戦傷病者の援護に関すること
19　配偶者暴力相談支援センター事業
20　市町村支援に関すること

健康生活支援課
9 名

1　結核予防事業に関すること
2　感染症予防事業に関すること
3　エイズ（後天性免疫不全症候群）対策事業に関すること
4　原爆被爆者対策事業に関すること
5　食品衛生法及び製菓衛生師法の施行に関すること
6　ふぐの取扱い等に関する条例の施行に関すること
7　狂犬病予防法及び千葉県動物の愛護及び管理に関する条例の施行に関すること
8　動物の愛護及び管理に関する法律の施行に関すること
9　公衆浴場法、興行場法、旅館業法、理容師法、美容師法及びクリーニング業法に関すること
10　建築物における衛生的環境の確保に関する法律に関すること
11　住宅宿泊事業法の施行に関すること
12　化製場等に関する法律に関すること
13　温泉法及び千葉県遊泳用プール行政指導指針に関すること
14　居住衛生に関すること
15　健康危機対策に関すること

7　職員数及び配置状況

表７　職員配置

（令和７年 10 月 30 日現在）

	所長（センター長）	次長（副センター長）	総務企画課	地域保健福祉課（課長）	健康生活支援課（課長）	計
合計	1	2	6	【1】 10(13)	【1】 9(10)	27 (23)
医師	1					1
事務		1	3	3(1)		7 (1)
薬剤師			1		【1】 2	2
獣医師		1			2(1)	3 (1)
保健師				【1】 4	3	7
診療放射線技師					1	1
臨床検査技師			2		1(7)	3 (7)
管理栄養士				1	(2)	1 (2)
精神保健福祉士				2(12)		2 (12)
その他の技術職員						
食品衛生監視員（再掲）	1	1	1		【1】 4(4)	
環境衛生監視員（再掲）	1	1			【1】 8	

（注）

・技術職員の内訳は、主たる職種。また、兼務職員は（ ）に外数として計上し、課長の職種は【 】内に再計とした。休職等の職員を除く。

・再任用職員・臨時的任用職員・育休任期付職員を含む。